

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和7年2月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、自己負担割合の判定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑩介護給付、予防給付、市町村特別給付の支給 ⑪地域支援事業、保健福祉事業の実施 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名・電子申請機能（マイナポータルぴったりサービス）

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表100の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項及び145の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項及び132の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う、やむを得ず住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う、など「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、複数人での確認を徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分おこなっている。 ○複数人での確認をおこなう事例 ・提供された本人情報のデータベース上への登録 ・鍵付きキャビネットでの書類保管 ・文書保存年限経過後の書類廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I－1－②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の4の項 番号法第19条第7号 別表第二の7の項	番号法第19条第7号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠）	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	I－7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	平群町長	総務防災課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	平群町 総務防災課	福祉課	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数いつの時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数いつの時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる変更
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和2年4月1日	I－5－①部署	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
令和2年4月1日	I－5－②所属長	福祉課長	福祉こども課長	事前	課名変更
令和2年4月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉課	福祉こども課	事前	課名変更
令和7年2月3日	I－1－②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づいて各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	I－1-③システムの名称	介護保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名	介護保険システム・中間サーバ・団体内統合宛名・電子申請機能（マイナポータルびつたりサービス）	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項及び別表100の項	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	I－4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、97、106、108、109、119項 （別表第二における情報照会の根拠） 93、94項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2の項、3の項、6の項、7の項、11の項、15の項、27の項、38の項、42の項、56の項、65の項、69の項、70の項、80の項、83の項、86の項、87の項、115の項、116の項、125の項、128の項、132の項、137の項、144の項及び145の項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131の項及び132の項	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	I－5-①部署	福祉こども課	福祉課	事後	組織変更
令和7年2月3日	I－5-②所属長の役職名	福祉こども課長	福祉課長	事後	課名変更
令和7年2月3日	I－8連絡先	福祉こども課	福祉課長	事後	課名変更
令和7年2月3日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	内容見直しによる変更
令和7年2月3日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和7年2月3日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加